

# 「お5%削減

廃棄物の減量化・資源化・適正処理等に関する条例・規則の改正

## 23年度までに目標実現へ

市では、「一般廃棄物処理基本計画」(平成14年3月策定)で示されている23年度までに「ごみ50%削減」目標を実現させるため、「海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」と同規則を改正しました。

主な改正点は、①急増する事

業系一般廃棄物の抑制、資源化を図るため、資源化センターで資源物を受入できるようにし、

処理手数料を規定(施行は10月1日)、②一般廃棄物処理施設の整備に必要な環境影響調査書の提出手続などを規定(同4月1日)、③一般廃棄物処理業許可申請手数料を500円から1万円に引き上げ(同)、④コン

トや鉛筆などの文房具や日用品を買うときは、ぜひ環境に優しい製品を選びましょう。

環境に優しい製品とは、マークや「グリーンマーク」が付いています。

環境に優しい製品とは、

①環境や健康に悪い物(環境汚染物質)を使っていない

②省資源省エネルギーなもの

③自然と生物多様性を損わないようなもの

④長く使えるもの

⑤繰り返し使えるもの

⑥リサイクルしやすいもの

⑦再生した材料や再使用部品を使っているもの

⑧処理・処分が簡単なものなどをいいます。

クリート殻など、粗大ごみ以外の処理は市で行わないことにして、手数料規定を削除など(同10月1日)です。また規則改正では、事業系一般廃棄物の抑制と、資源化推進のため、多量排出事業者の指導

対象の基準を強化し、前年度に月間5t以上(従来は10t以上)、年間60t以上(同120t)排出した事業者を対象とした。施行日は、4月1日です。

問 資源対策課(内541)。

## ●市廃棄物対策推進協議会

### 市民委員を公募

海老名市廃棄物対策推進協議会は、廃棄物の減量化・資源化の促進などに関することについて協議しています。市では、この協議会に委員として参加できる市民の方を募集します。

▽資格 市内在住の20歳以上

▽応募方法 (公務員など公職にある方を除く)

▽対象 16年3月

▽履歴書と、ごみの減量化・資源化に対する考え方や意見、応募の動機などを400~800字程度にま

数 2人以内 ▽任期 5ヶ月

▽印鑑と通知はがきを(本人の生年月日等を記載して)持参して申請してください。※使

用できるのは、高齢者の方本人

に限ります。

交付日時・場所などをはがきで通知します。本人または家族の方が、印鑑と通知はがきを(本人の生年月日等を記載して)持

参して申請してください。※使

用できるのは、高齢者の方本人

に限ります。

印鑑と届いた通知、介護保険証

交付方法 対象者には、4月中に

交付する

助成券1枚につき200円

△交付枚数 9枚(年度中の転

入者は別に定めた枚数) ▽交

付方法 対象者には、4月中に

交付する

助成額 助成券1枚につき200円

△交付枚数 9枚 ▽交

付方法 被介護者あてに4月

中で通知します。介護者の方が、印鑑と届いた通知、介護保険証

交付方法 被介護者あてに4月

中で通知します。介護者の方が、印鑑と届いた通知、介護保険証